



新たな時代に向けて みんなで更なる一步を踏み出そう!

第87回中央委員会を開催

自動車総連は1月9日、名古屋国際会議場 白鳥ホール(愛知)において第87回中央委員会を開催した。

特集 第87回中央委員会



高倉 会長

- 高倉会長挨拶
- 来賓挨拶
- 国政報告
- 報告承認事項
 - ◆中間経過報告
 - ◆中間会計報告
- 特別報告
 - ◆台風15号および台風19号に係わる対応について
- 議事
 - ◆第1号議案:「自動車総連規程改定」の件
 - ◆第2号議案:2020年総合生活改善の
取り組み方針(案)
 - ◆第3号議案:2020年度特定最低賃金の
取り組み方針(案)



司会
手島 中央執行委員
(全国マツダ労連)

第87回中央委員会は手島中央執行委員(全国マツダ労連)の司会で開幕し、高倉会長の挨拶に続いて来賓挨拶、顧問議員の国政報告が行われた。報告承認事項の審議では、「中間経過報告」、「中間会計報告」が報告され承認された。また、特別報告として「台風15号および19号に係わる対応について」が報告された。議事については、「自動車総連規程改定」「2020年総合生活改善の取り組み方針(案)」、「2020年度特定最低賃金の取り組み方針(案)」がそれぞれ全会一致で可決された。

2020年総合生活改善の 取り組み方針を決定



取り組みの完遂に向けてガンバロー三唱を行い、中央委員会を閉会した



基本賃金の引き上げを基軸とした 「人への投資」を揺らぐことなく 信念をもって経営に訴えていく

＜総合生活改善の取り組み＞

「取り巻く環境」

世界経済は、長引く米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題などによって不確実性が高まっており、昨年10月に発表された「IMF世界経済見通し」では、2019年の世界全体の成長率を世界金融危機以降で最も低い3%と予測している。この景気低迷は、高まる貿易障壁や、地政学的リスクなどが不透明感の増大をもたらしており、米中のみならず世界的な景気後退を招いている。特に、米国トランプ大統領が仕掛けた貿易戦争は、収束するどころか拡大の一途をたどっており、世界貿易機関（WTO）に基づく自由貿易体制を揺さぶる事態となっている。このことは、グローバルレベルで自動車産業の業績や雇用に多大なる影響を及ぼすことになり、世界の主要市場で需要の低迷が続くことが予想される中で、GM、ダイムラー、アウディなどは、グローバルレベルで大規模な人員削減を行うことを発表した。

日本経済は、「景気は、輸出を中心に弱さが長引いているものの、緩やかに回復している」とする一方、日本の景気は、海外経済の減速に加え、消費税率引き上げによる個人消費の落ち込みが前回増税時を上回るなど、今後正念場を迎えるとも予想されている。わが国経済が安定的かつ持続的な成長を遂げるためには、国内外の様々な変動要因に耐えうる「強固な日本経済」、すなわち個人消費が経済をリードし底支えする内需主導の経済体質を構築していくことが不可欠であり、そのためにも今次取り組みを強力に推進していかなければならない。

「取り組みの意義」

日本経済の自律的成長に向けて

2014年以降、働く者の賃金の底上げ・底支え、格差是正に向けて、継続して賃上げの取り組みを行ってきた中、昨年の取り組みからは「上げ幅」だけではなく

「絶対額を重視した取り組み」を推進し、目指すべき賃金水準の実現に向けて大きな一歩を踏み出した。

しかしながら、個人消費は依然として力強さを欠き、実質賃金もマイナス傾向で推移するなど、働く者の消費マインドの向上にはつながっておらず、業種間・企業規模間・雇用形態間などの格差是正の取り組みも道半ばであり、日本経済の自律的成長、そして全ての働く者の将来不安の払しょくに向けては、引き続き賃上げに取り組む必要がある。

魅力ある自動車産業に向けて

現在の自動車産業を取り巻く環境は、保護貿易主義の蔓延に加え、CASE・MaaSへの対応など、異業種を巻き込んだ、百年に一度の大変革期を迎えており、また、グローバルレベルでの提携も広がっている中で、日本の自動車産業の将来にわたる持続的な成長を実現していくためには、先進技術での競争力を高めていくとともに、産業自体の魅力を高めて、競争力の源泉である優秀な人材を集め、守り育てていくことが必要である。また、少子高齢化や生産年齢人口の減少に伴う人手不足などを踏まえれば、人材の確保・定着が急務であり、賃上げや企業内最低賃金、働き方改善の取り組みを進めていくことも重要である。付加価値の「WIN-WIN最適循環運動」を引き続き推進していくとともに、自動車産業の魅力向上に向けては、非正規雇用で働く仲間も含め、全ての働く者の底上げ・底支え、格差是正に向けて取り組み、産業の持続性につなげていくことが必要である。

生産性運動の実践

組合員は、将来への生き残りをかけ自己研鑽に励み挑戦を重ねるとともに、日々の業務における労働の質・生産性を高めるなど、それぞれの職場で懸命に努力を続けている。引き続き、労使が働き方の改善に向けた論議を重ね、それを踏まえた取り組みを進めていくとともに、生み出した成果や働き方に対する適



高倉会長

正な配分を求めていくことが必要であり、働く者の生産性向上による成果は、「生産性運動三原則」に基づいて、公正に分配されるべきである。

「賃金の引き上げ」

昨年の取り組みから、賃金引き上げは上げ幅だけでなく、賃金カーブや配分にかかわる課題にも目を向けるなど、「絶対額を重視した取り組み」に大きく舵を切り、それぞれの目指す賃金水準の実現に向けた、各労組の状況に合わせた充実した労使論議が行われ、交渉終了後には自社の賃金制度の問題点などを論議する労使検討委員会を設置した労組もあるなど、底上げ・底支え、格差是正に向けて大きな一歩を踏み出すことができた。今次取り組みにおいては、これまでの取り組みの成果を基盤に、総合生活改善における「真の意味での構造改革」を引き続き推し進め、自動車総連全体の底上げ・底支え、格差是正のさらなる前進を果たすべく、労連主体の推進体制の下で、とりわけ中小労組の地力向上につながる取り組みを強力に推進していきたい。

また、今次取り組みでは、これまで以上に企業内最低賃金の取り組みを強化していきたい。企業内最低賃金の意味合いや必要性、すなわち自社で働く全ての人たちの安心・安定感に結びつくことや、特定最低賃金への波及を通じ、未組織労働者や非正規雇用で働く仲間にも影響を与えることなどをしっかり理解し、全ての単組において協定の新規締結や水準引き上げ、対象者拡大といった取り組みを進めていきたい。

連合・金属労協ともに、賃金引き上げの取り組みは、賃金の「上げ幅」だけでなく、目指すべき賃金水準・絶対額を重視した取り組みにシフトしてきており、共闘効果を高めながら、底上げ・格差是正を引き続き効果的に進めていきたい。

自動車産業でも、総じて大変厳しい事業環境に置かれているが、そうである時こそ、経営者には皆で生み出した付加価値を、働く者に適正に還元する責務

があり、働く者はそう信じるからこそ、地に足をつけて懸命に努力し、ひたすら頑張れる。企業の経営環境の厳しさが深まる今だからこそ、経営として最優先で考えるべきことは「人への投資」であり、その手法は基本賃金の引き上げが基軸であり、このことは間違いなく将来への活きた投資につながる、このことを我々労働組合は、揺らぐことなく信念をもって、経営側に訴えていかなくてはならない。年間一時金、働き方の改善、そして非正規雇用で働く仲間に関する取り組みについても、取り組み方針に基づく積極的な対応をお願いする。

「労働安全の取り組み」

2017年以降、重大災害が多発している状況を重く受け止め、重大災害の撲滅に向けて取り組みを強化してきたが、未だに重大災害をはじめ災害は発生している。災害防止に向けた活動は、働く者が安心して生き生きと働く上で最も優先すべき活動であることを、今一度肝に銘じて、さらなる活動の強化をお願いする。

「政治情勢」

昨年末の臨時国会は「桜国会」とも言われたように、森友・加計問題以降の度重なる、改ざん・隠ぺい・忖度政治などが未だに横行しており、全く緊張感のない政治状況が続いている。そのような状況下、国民が安心して任せられ、信頼できる健全な野党が存在していないことから、強固な野党を構築すべく野党合流の動きが活発化した。しかし、衆議院選挙目当ての単なる数合わせや、大義のない合流では、国民の信頼を得ることはできない。国民民主党には、立党の精神である改革中道の理念や政策をぶれることなく堅持し続け、勤労者・生活者・納税者の視点に立った政党として、存在感を出していただきたい。

<結びに>

今次総合生活改善の取り組みを通じて、組合員の生活を守り高め、産業、企業の発展、成長の原動力となる働く者の意欲、活力の向上につながる間違いのない結果を導きだす取り組みにしていきたい。今回のスローガンは「新たな時代に向けて みんなで更なる一歩を踏み出そう!」とした。

自動車産業が直面する大変革期の中で大変厳しい交渉になることが予想されるが、組合員の熱い思いに応えるべく、自動車総連に集う仲間の団結と連帯をさらに強めながら取り組みを強力に推進して参りたい。

来賓挨拶

来賓として、金属労協（JCM）野中副議長、連合愛知 佐々木会長、国民民主党 玉木代表、同愛知県連 大塚 代表代行にお越しいただき、それぞれご挨拶をいただいた。



金属労協（JCM） 野中 副議長



連合愛知 佐々木 会長



ふるもと伸一郎 衆議院議員



いそざき哲史 参議院議員



国民民主党 玉木 代表



国民民主党愛知県連 大塚 代表代行



はまぐち誠 参議院議員

国政報告

自動車総連組織内議員のふるもと伸一郎衆議院議員、いそざき哲史参議院議員、はまぐち誠参議院議員より国政報告をいただいた。

報告承認事項

中間経過報告

中間経過報告として、「運動の経過報告」（金子事務局長）、「2020年度税制改正の取り組みについて」（増田政策局局长）、「2019年度特定最低賃金の取り組

み結果」（森田組織局局长）、「中間会計報告」（粕谷企画総務局局长）、「監査報告」（乾会計監査）が行われ、いずれの事項も承認された。



金子 事務局長



増田 政策局 局長



森田 組織局 局長



粕谷 企画総務局 局長



乾 会計監査

特別報告

特別報告「台風15号および台風19号に係わる対応について」の報告を森田組織局局长が行った。



特別報告をする森田 組織局 局長

第1号議案 自動車総連規程改定の件

第1号議案「自動車総連海外旅費規程」改定について粕谷企画総務局局長より提案し、全会一致で採択された。

第2号議案 2020年総合生活改善の取り組み方針(案)

第2号議案「2020年総合生活改善の取り組み方針(案)」について森口副事務局長より提案をし、方針案は全会一致で採択された。

質問・意見 全いすゞ労連 佐保 中央委員



佐保 中央委員
(全いすゞ労連)

①企業内最低賃金は、「自社の魅力向上・人材確保」を意識したうえで、特定最低賃金へ波及させ、「自動車産業の魅力向上・人材確保」として継続的に取り組みを進めてきた。しかし、今期の方針では、産別を超えた「全ての働く者の大きな一歩へ」とし全体に波及することを意識した方針と捉えている。全ての働く者を意識する労使交渉は非常に困難を極める。ここに至る自動車総連が考えてきた方針の経緯を教えてください。

②公正競争が担保される環境醸成の高まりや産業構造の変化、労働人口減少による自動車産業の人材確保・獲得の激化などから、特定最賃の意義や必要性は高まっているとの思いで取り組みを進めている。しかし現状では、全いすゞ労連の多くの加盟組合が、現状締結している「企業内最低賃金協定」が、神奈川県地賃の引き上げピッチに毎年、追いつくのが困難な状況が続いている。このような状況で、JCMでは2022年には加重平均で全国1,000円程度とし、月177,000円程度の中期的な方針を立て各産別、単組に準備を促進している。今一度、自動車総連として、今期方針で、「164,000円以上」とした経緯と意義、そして中期的な方針もしくは目標としているものがあれば聞かせてほしい。

本部答弁 森口 副事務局長



森口 副事務局長

- ①企業内最賃における単組の労使交渉の基本は「自社や産業の魅力向上・人材確保」になると認識している。今回の方針のポイントは、①絶対額を重視した取り組み、②企業内最賃の取り組みの2つをダブルで取り組むことである。その結果として、自社のみならず、自動車産業で働く仲間や、全ての働く者の底上げ・底支え、格差是正につなげることができる。これは、働く者の立場に立てば、労働組合としてやるべきことであり、自動車総連としても意思を入れて取り組みたいと考えた。取り組みにあたっては、それぞれの単組のはじめの一步が重要であり、自動車総連の社会的役割を踏まえ、一体となった取り組みをお願いする。
- ②昨年の方針では、18歳最低賃金要求は「160,000円以上」、「すでに160,000円を超えている単組は164,000円以上」と2段階あったが、今回の方針では1本化し、初職につく観点や生活を補う観点を踏まえ、水準を引き上げ「164,000円以上」とした。自動車総連における企業内最賃の締結状況は、160,000円以上の単組が60%を超えていることや、18歳実在者平均は約164,000円であること、また、昨年の方針との関連性などを総合勘案し、決定した。目指すべき中期的目標は、方針としては設定しない。単組の状況は様々であるのが現状であり、それぞれの単組の状況にあわせて、JCM中期的目標を踏まえ、各単組のあるべき企業内最賃を設定し、計画的に取り組むことが必要と考えた。なお、企業内最賃は水準引き上げではなく、非正規雇用で働く仲間への対象者拡大も重要であり、あわせて取り組みをお願いする。

第3号議案 2020年度特定最低賃金の取り組み方針(案)

第3号議案「2020年度特定最低賃金の取り組み方針(案)」を東矢労働政策局局長(労働条件担当)が提案し、全会一致で採択された。



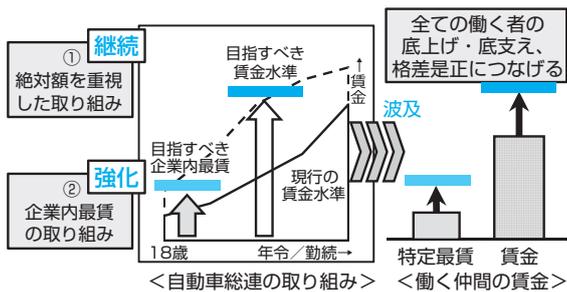
東矢 労働政策局 局長
(労働条件担当)

2020年総合生活改善の取り組み方針（抜粋）

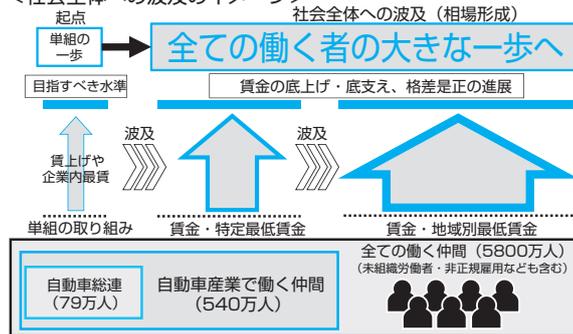
2020年総合生活改善の取り組み意義

- ①「働く者の将来不安の払拭」と「日本経済の自律的成長」の実現
- ②「生産性運動に関する三原則」の実践により、労働の質的向上に対する適正な成果配分を実現し、社会全体に波及させる
- ③目指すべき賃金水準や働き方に向けて取り組むことで、全体の底上げ・底支え、格差是正を進展させる

取り組みの方向性（賃金）



＜社会全体への波及のイメージ＞



賃金

1)月例賃金

◆基本的な考え方

- 賃金は「労働の対価」である。また、働く者の生活の安心・安定につながるものであると同時に、経済や社会基盤を支えるものである。なお、賃金は一時金と違い、長期的に波及する性質をもつことに留意する。
- ＜生産性向上＞労働の質的向上や効率的な働き方などに対しては、「生産性運動に関する三原則」に基づき、賃上げによって公正に成果配分されるべきものである。
- ＜労働の価値＞また、一人当たりGDP成長率といったマクロの生産性向上の観点や、物価上昇率を踏まえた実質賃金（労働の価値）の観点からも、賃上げに取り組まなければならない。
- ＜将来不安の払拭＞経済の自律的成長に向けては個人消費の活性化が必要であり、働く者の処遇格差に対しては格差是正への取り組みが不可欠である。そのためには労働組合が一体となって賃上げに取り組む、働く者の将来不安を払拭することが肝要である。
- ＜全ての働く仲間＞非正規雇用で働く仲間についても、「同一価値労働同一賃金」に基づき、賃金をはじめとした労働諸条件の改善に取り組むことが必要である。

- 以上の考え方を基本とし、全ての単組は賃上げに取り組む。なお、足元における企業の体質や業績などに過度にとらわれず、目指すべき賃金水準に向けどう歩みを進めていくかという観点や、自動車総連の社会的役割などを総合勘案し取り組むこととする。

◆取り組み基準

- 全ての単組は、求める経済・社会の実現、自らの目指すべき賃金水準の実現及び賃金課題の解決に資する基準内賃金の引き上げに取り組む。

＜個別ポイント賃金の取り組み＞

- 個別ポイント賃金は、技能職若手労働者（若手技能職）及び中堅労働者（中堅技能職）とし、各単組の目指すべき賃金水準に向けて、それぞれの状況を踏まえて要求する。

（目指すべき賃金水準）

	若手技能職	中堅技能職
賃金センサspreミア	323,200円	370,000円
自動車産業preミア	254,000円	292,000円
自動車産業目標	239,000円	272,000円
自動車産業スタンダード	220,000円	248,000円
自動車産業ミニマム	215,000円	240,000円

＜平均賃金の取り組み＞

【一般組合員】

- 全ての単組は、現下の産業情勢を認識する一方で、物価上昇、労働の質的向上、賃金の底上げ・底支え、格差是正の必要性などの要素を総合的に勘案し、賃金カーブ維持分を含めた引き上げ額全体を強く意識した基準内賃金の引き上げに取り組む。
- 取り組みにあたっては、各単組の目指すべき賃金水準（あるべき姿）及び賃金課題の解決に向けて、これまでの取り組み【*1】を踏まえ自ら目指すべき賃金水準を設定し要求する。

【非正規雇用で働く仲間】

- 非正規雇用で働く仲間（直接雇用）に対しては、一般組合員との連関性を強く意識し、これまでの取り組み【*2】を踏まえ自ら取り組むべき賃金水準を設定し要求する。

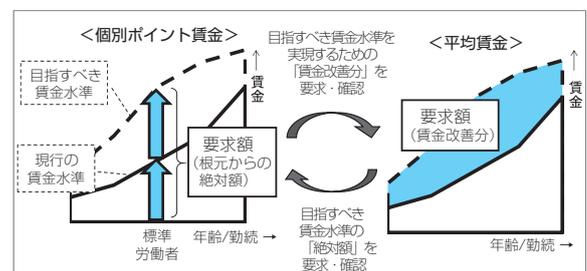
【*1】自動車総連の平均賃金要求実績

…2019年：約7,650円（うち賃金改善分3,759円）
2018年：約7,500円（うち賃金改善分3,413円）

【*2】自動車総連の非正規雇用で働く仲間

（直接雇用）の平均賃金要求実績
…2019年：時給22.7円、2018年：時給19.8円

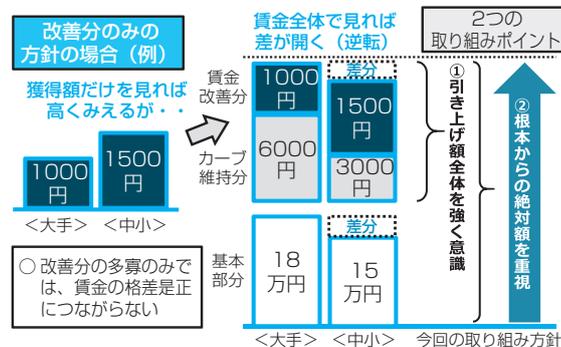
＜絶対額を重視した取り組み＞



<絶対額を重視した取り組みの6つのステップ>

- 【ステップ1】 賃金データの入手
- 【ステップ2】 賃金実態の分析・課題の検証
- 【ステップ3】 賃金カーブ維持分の算出・労使確認
- 【ステップ4】 賃金課題の明確化・目指す水準の設定・改善計画の立案
- 【ステップ5】 具体的な取り組み（要求根拠化、個別賃金要求、制度見直し）
- 【ステップ6】 配分への関与・検証

<引き上げ額全体を強く意識した取り組み>



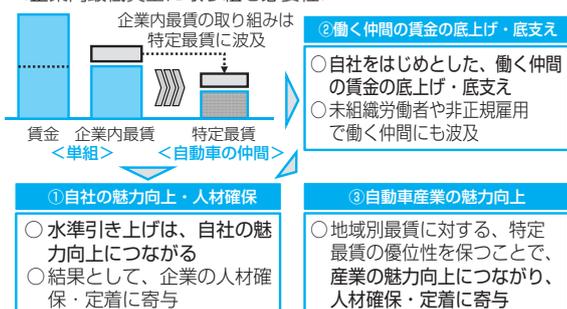
2)企業内最低賃金

◆取り組み基準

- 協定未締結の全ての単組は、必ず新規締結に向けて要求を行う。
- すでに締結している単組は、それぞれの状況を踏まえ、着実に取り組みの前進を図る。
- ①各単組の目指すべき企業内最低賃金に向けた締結額の引き上げを図る。
 - ・18歳の最低賃金要求は「164,000円以上」とする。
 - ・締結額の引き上げに向けては、高卒初任給に準拠した水準での協定化を目指す。
 なお、取り組みにあたってはJCMの中期的目標【*】を目指し、計画的に取り組む。
- ②締結対象の拡大に向けては、非正規雇用で働く仲間への対象拡大を目指して取り組む。
- ①②を同時並行的に進めることとするが、締結額については、特定最低賃金の金額改正へ波及すること（影響度）も踏まえ、各単組の実態に応じて優先順位を決定する。

【*】2022年度には、地域別最低賃金の全国加重平均が1,000円程度、とりわけ、東京都、神奈川県では1,100円程度となることが見込まれるため、当面、少なくともこれに抵触しない水準として月額177,000円程度（時間あたり1,100円程度）をJC共闘の中期的目標とし、各産別でその達成に計画的に取り組んでいきます。

<企業内最低賃金に取り組む必要性>



3)年齢別最低保障賃金

- 年齢に応じた組合員の最低限の生活を守るという取り組みの重要性を踏まえ、各単組は、まずは単組における賃金

実態をしっかりと把握し、現状の課題を抽出する。その上で、配分交渉等の場を通じて、基準を下回る水準で働く組合員を無くす取り組みを行うとともに、協定化についても引き続き取り組む。

<取り組み基準>

20歳167,000円／25歳186,500円／30歳213,000円
35歳235,000円／40歳253,500円／45歳262,500円

年間一時金

◆取り組み基準

- 年間5ヵ月を基準とする。基準を下回る場合は、最低でも昨年獲得実績以上とする。
 - ・要求の基礎は、賃金引き上げ後の基準内賃金とする。
- 最低保障制度を確立することとし、水準については40%以上とする。

働き方に関する取り組み

◆基本的な考え方(抜粋)

- ①個々人のワーク・ライフ・バランスの取れた働き方の実現
- ②多様な働き方に基づく職場全体の生産性向上
- ③自社・産業の魅力向上を通じた人材の確保の観点から、働き方の改善に積極的に取り組む。

◆取り組み基準

- 労働諸条件改善の取り組みの状況を踏まえ、全ての単組は働く者の視点に立った働き方の改善に資する協議や提言に取り組む。

<話し合いの観点(一例)>

- ・職場風土／意識の変革
- ・既存業務の改廃
- ・仕事のプロセスの改善
- ・人材育成の早期化
- ・多様化の促進
- ・諸制度の新設、見直し
- ・60歳以降の働き方等

- 「New START12」における「共通ガイドライン」「部門別ガイドライン」に基づき、各単組の状況に応じ、総労働時間短縮の取り組みを進める。また、法対応はもとより、より抑制的な36協定とすべく、「自動車総連36協定締結方針」に則り、特別延長時間（年間・月間）の引き下げにこだわって取り組む。

- ・直近の36協定締結でも特別延長時間が、年720時間以下・月80時間以下に至っていない単組は、それぞれ年720時間以下・月80時間以下での締結とすべく、可及的速やかに取り組む。
- ・所定労働時間1,952時間未達単組は、引き続き、その達成に向けて全力で取り組む。
- ・年次有給休暇の完全取得に向けた取り組みを推進する。
- ・中小企業に対して適用猶予とされている月間60時間超の割増率引き上げについても、早期適用を図るべく取り組む。
- ・所定外労働時間の削減や適切な労働時間管理等、労働時間に関する労使協議の場の設置を含め、取り組みの基盤整備を引き続き進める。

非正規雇用で働く仲間に関する取り組み

◆基本的な考え方（抜粋）

- 「全ての労働者が安定・安心して働き生活できる社会の実現」に向けた労働組合としての社会的責任、及び、「職場全体のチームワークで生み出した成果は職場全員で共有することが基本」との考え方にに基づき、各単組の状況に応じ一歩でも二歩でも着実に進める。
- とりわけ、「同一価値労働同一賃金」や「高齢者の雇用年齢の引き上げ」の流れがより強くなっていることを強く意識し、同じ職場で働く仲間の意欲・活力の向上、職場の一体感の醸成に向け、積極的に取り組む。

◆取り組み基準（抜粋）

①「同一価値労働同一賃金」に基づく労働諸条件の改善

- 非正規雇用で働く仲間（直接雇用）に対しては、一般組合員との連関性を強く意識し、これまでの取り組みを踏まえ自ら取り組むべき賃金水準を設定し要求する。一時金が設定されている場合は、一般組合員に準じた取り組みを行う。
- 雇用形態ごとの待遇（賃金制度、手当、福利厚生等）差の実態把握を行う。とりわけ、待遇に差を設けることの合理性・納得性が見出しにくい手当・福利厚生等について、不合理な待遇差がある場合は、優先的に是正に向けた取り組みを進める。

②雇用に関わる経営対策の取り組み

- 正社員登用制度の促進、無期契約への転換
- 能力開発・スキルアップ制度の充実
- コンプライアンスの取り組み
- 労働組合への定期的な報告体制の整備
- 非正規雇用で働く仲間の過度な拡大に繋がらない取り組み
- 改正労働者派遣法への対応

③組織化に向けた取り組み

政策・制度課題の取り組み

◆基本的な考え方（抜粋）

- 政策の実現を目指し、組織内議員をはじめとする各級議員や上外部団体との連携をこれまで以上に深めるとともに、職場へ国会審議動向のタイムリーな情報展開や理解促進を図る。

<最重点政策>（抜粋）

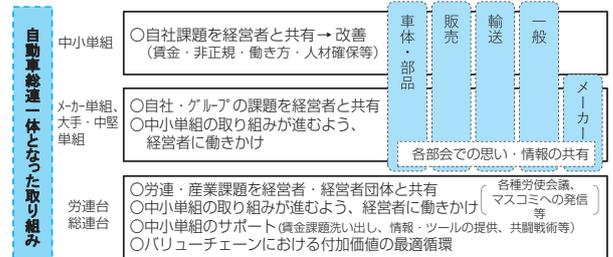
- ・車体課税の見直し、簡素化・負担軽減
- ・安全・安心な交通社会の実現
- ・産業構造変化への対応
- ・バリューチェーンにおける連携強化
- ・労働者の健康・安全確保のための労働時間制度の見直し
- ・有期契約労働者の保護及び同一価値労働同一賃金を基本とした均等・均衡待遇の確立
- ・労働者保護ルールの堅持・強化
- ・社会保障の基盤確立



自動車総連一体となった取り組み

- 連合の「共闘連絡会議」や金属労協共闘、あるいは金属労協が推進する「速報対象組合による共闘」等については、加盟組合の交渉結果の公表等を通じ、取り組み成果を広く波及させていくことで、自動車総連に期待される社会的な役割を引き続き果たしていく。
- 自動車全体の底上げ・底支え、格差是正の一層の前進を図るべく、単組、労連、自動車総連がそれぞれの役割を果たし、自動車総連一体となった取り組みを強力に推進する。

<自動車総連一体となった取り組みについて>



真の意味での構造転換 企業規模・業種、正規・非正規によらず、産業を支える全ての仲間が自らの賃金課題を継続的・安定的に改善し、底上げしていける状態を実現

取り組みの進め方

◆要求提出日：2月末日まで

- 主要単組における統一要求提出日は、2月12日（水）とする。
- 車体・部品部門においては、上記統一要求提出日以後、1週間以内（2月19日（水）まで）に要求提出を完了する。
- 各単組は、要求提出後、ただちに団体交渉を開始する。

◆統一交渉日

- 主要単組においては、統一交渉日を設定し共闘体制を強化する。
- 交渉の内容は、各単組が決定することを基本に、自動車総連の中央生活闘争委員会や業種別部会を通じて情報の共有化を図る。

- 第1回 統一交渉日： 2月19日（水）
- 第2回 統一交渉日： 2月26日（水）
- 第3回 統一交渉日： 3月4日（水）

◆ヤマ場の日程

- 2020年総合生活改善の取り組みにおけるヤマ場の日程については、連合方針、JCM方針を踏まえ、共闘全体の中で最大の成果を引き出すべく、戦術的な日程配置を行うこととする。具体的な日程の確認は、中央執行委員会または中央生活闘争委員会で決定していく。

◆闘争機関の設定

- 具体的な戦術や解決目標等を決定するため、三役及び中央執行委員で構成する「中央生活闘争委員会」を設置する。なお、ヤマ場に向けた開催予定日は下記の通りとする。

- 第1回 中央生活闘争委員会： 2月6日（木）
- 第2回 中央生活闘争委員会： 2月24日（月）
- 第3回 中央生活闘争委員会： 3月7日（土）
- ※以降、必要に応じて開催する。